

世田谷区認知症とともに生きる希望条例（案）について

（付議の要旨）

世田谷区認知症とともに生きる希望条例（案）について、条例案をまとめたので報告する。

1. 主旨

区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる社会を実現するため、認知症施策を総合的に推進してきている。

認知症は誰もがなり得る可能性があり、全ての区民等が自らのこととして捉え、認知症があってもなくても、希望をもって、ともにより良く生きることができる地域共生社会が求められている。

このため、本条例を検討するにあたり、検討委員会及びワークショップにおいて本人に参加していただき、意思決定等についての思いや意見を直接聴き、丁寧に議論を重ねてきた。

区は、自分らしく地域でともに生きていくことができる環境を整え、全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定する。

2. これまでの経過

- （1）福祉保健常任委員会で、骨子案を報告 2月26日
- （2）区民意見募集（パブリックコメント） 3月1日～3月23日
- （3）認知症在宅生活サポートセンター開設 4月1日（うめとぴあ）
- （4）福祉保健常任委員会で、素案を報告 7月31日

3. 条例案の内容

別紙1 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（案）」のとおり

4. 条例の解説（案）

別紙2 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例 解説（案）」のとおり

5. 今後のスケジュール（予定）

令和2年 9月	福祉保健常任委員会報告
	第3回区議会定例会に条例案を提案
10月	条例施行
10月下旬	シンポジウム（条例周知のため）